

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 令和2年9月8日（火）
午前9時55分～午後1時38分
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺美穂 副委員長 菅原 和子
委員 千葉 栄幸 委員 大友 康信
委員 佐々木哲男 委員 及川 秀一
委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 生活経済部長 小野寺 俊
出席した者 農林水産課長 菊地 俊雄
農林水産課長補佐 相澤 雅彦
農林水産課 青野 勝好
技術補佐兼
農林土木係長
- 6 事務局職員 主 査 丹野 宏俊
- 7 付議事件
 - (1) 所管事務及び決算関連事業箇所等の現地調査について
 - (2) 陳情第6号 堀内地区内の農道の舗装工事に関する陳情

午前9時55分 開 会

○委員長（小野寺美穂） 出席委員は、定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから、建設経済常任委員会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、生活経済部長及び建設部長等の出席を求めておりますので、報告をいたします。

なお、本日の会議に係る資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

初めに、付議事件の（1）所管事務及び決算関連事業箇所等の現地調査についてを議題といたします。

本日の行程等につきましては、さきの委員会において決定しているとおりであります。

それでは、これより現地調査日程に基づき現地調査を行います。

現地調査終了まで、休憩いたします。

午前9時56分 休 憩

午後0時56分 再 開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

これより、付議事件の（2）陳情第6号 堀内地区内の農道の舗装工事に関する陳情を議題といたします。

この際、陳情調査の進め方について申し上げます。

初めに、執行部より、陳情内容等に係る現状及び執行部の考え方について説明をいただき、その後、委員各位より質疑をお受けいたします。

質疑を終結し、執行部退室の後、委員各位より御意見を伺う形で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午後0時57分 休 憩

○陳情第6号 堀内地区内の農道の舗装工事に関する陳情

(農林水産課)

- ・陳情箇所の現状については、いずれの農道も現道舗装で幅員2メートル以上の施工は可能な状況と捉えている。ただし、公図上は農道の幅員が1.8メートルであるため、一部民地にかかることになり、地権者の同意が必要となる。
- ・側溝など雨水排水の設備を新たに設けることは考えておらず、勾配をつけて排水することになる。そのため、大雨の時には冠水することはやむを得ないと捉えている。
- ・他の農道の整備状況を踏まえると、着手に至るには実施計画に計上する必要があり、相当の時間を要すると考えている。

問 現在の実施計画には入っていないということだが、今後検討していくということか。

答 実施計画は今後3年間に行う事業が決まっており、その間に実施することはできない。その後に着手するかどうかは全体の状況を見て検討する。

問 農道の幅員を確保するため、地域住民から用地を提供するという話があった。工事に取り組むに当たって、用地関係の事務を先行して行うことはできるのか。

答 実施計画に計上して、事業を進める方向性が見いだせたならば用地関係の事務に取りかかることになる。ただ、土地の境界を明確にするのか、民地に食い込む形で施工するのかによって進め方が変わる。実施計画に計上する時点で確認をしていきたいと考えている。

問 現行の実施計画が終了する4年後以降に実施する見通しはあるのか。また、予算の兼ね合いもあるので、早期に工事に着手できるよう、土地の調査を先行する必要があるのではないか。

答 今年度は全体で2,300万円程度の予算で農道の改良工事を実施しており、現在着手している事業の進捗を見ながら今後の計画を検討していく。いずれにしても、地元の要望として舗装を優先するのか、民地との境界をはっきりさせる必要があるのか、明確にして進めることになると考えている。

問 地元としては早期の舗装を望んでいると捉えたが、民地に食い込む形で施工を進めた事例はこれまであるのか。

答 これまでそうした例はなく、民地の寄附を受けて、登記をして市への帰属を明確にしてから施工している。地元が了解すれば現道舗装として進めることは可能ではあるが、所有者が変わると土地利用の意向が変わることがあるため、トラブルになる可能性がある。

問 農道を整備するに当たって、着手する順番を優先する基準はあるのか。

答 地区割によって全体を平準化した上で、過去の陳情や改良の必要性が高いと思われるところを順位付けして判断している。

問 法改正によって、条件によっては農道も一般の道路と同様に建築に関する基準に反映されることとなった。市全体としてどのような対応をするのか整理が必要ではないか。

答 今後情報収集をしていきたい。

問 民地部分を寄附される場合、登記の変更は必要なのか。事務手続に時間がかかるので、民地のまま進めるのが早いのではないか。

答 万が一土地の所有者が変わったときに、土地利用に関してトラブルが生じないよう、基本的には登記の手続をして進めている。その場合、事務手続に更に時間を要するため、必要に応じて将来にわたって所有権のトラブルとならない旨の同意書を交わすなどして進めたい。

問 地元としては早期の舗装を望んでいても、全体として土地利用の意向などをまとめた上で実施計画に組み入れて実施するという考えということか。

答 お見込みの通りだが、他の整備箇所の状況によるので、地元の意見がまとまったとしてもすぐに実施計画に計上することが確定するわけではない。

問 すぐに着手できないにしても、土地の交渉などはできると考えるが、それはいつの時期になるのか。

答 地元として優先する考え方の整理や所有権の確認などはすぐにでも手を付けられるが、現実的には時間がかかると思われるため、工事実施の見込みがたってから取りかかるのが望ましいと考える。

午後1時25分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

以上で、陳情1か件に係る執行部からの聞き取り調査を終了いたします。

執行部の皆さんには、大変御苦労さまでした。

暫時、休憩いたします。

午後1時25分 休憩

午後1時26分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

これより、陳情1か件の調査について、取りまとめを行います。

委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午後1時26分 休憩

○陳情第6号 堀内地区内の農道の舗装工事に関する陳情

*各委員からの意見

- ・予算などの制約があるものの、事前に地元と協議をして、事業に前向きな姿勢を示すべき。
- ・時間がかかるということをしっかりと説明して、早く進めることができる方法を検討し、住民の意思を尊重して進めること。
- ・陳情箇所と同様に生活道路として使われている路線は他にもあるので、市として対応を検討すること。

*委員会として取りまとめた意見

陳情者は早期の舗装を求めているので、幅員は十分あることから、所有者の了解を得て民地の現道舗装に取り組むこと。全部でなく一部分ずつ進めるなど、少しでも早く実現できるよう事業を進めること。

午後1時38分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情1か件の調査に係る委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回委員会においてお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

なお、次回委員会は、9月16日水曜日午前10時、第2委員会室において開催いたしますので、御参集くださいますようお願いいたします。

大変御苦労さまでした。

午後1時38分 散 会

令和2年9月8日

建設経済常任委員会

委員長 小野寺 美穂